

## 文京区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正のあらまし

宗教法人法（昭和26年法律第126号）の一部改正等に伴い、墓地等の経営主体の要件における宗教法人等の事務所に係る規定を整備する。

### 2 新旧対照表

文京区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年3月文京区条例第16号）  
新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（省略）</p> <p>（墓地等の経営主体）</p> <p>第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 地方公共団体</p> <p>二 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人（現に宗教活動を行っている者に限る。以下「宗教法人」という。）であって、同法<u>第五十二条第二項の規定による登記（同法第五十三条の規定による変更の登記及び同法第五十四条の規定による登記を含む。）</u>がされた事務所を区の区域内（以下「区内」という。）に有するもの</p> <p>三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十</p>	<p>第一条及び第二条（省略）</p> <p>（墓地等の経営主体）</p> <p>第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 地方公共団体</p> <p>二 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人（現に宗教活動を行っている者に限る。以下「宗教法人」という。）であって、同法<u>第五条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十九条第一項に規定する従たる事務所</u>を区の区域内（以下「区内」という。）に有するもの</p> <p>三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十</p>

<p>九号) 第四条に規定する認定を受けた法人(以下「公益法人」という。)であつて、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百一条第二項又は第三百二条第二項の規定による登記(同法第三百三条の規定による変更の登記及び同法第三百四条の規定による登記を含む。)</u>がされた<u>事務所を区内に有するもの</u></p> <p>第四条から第二十二条まで(省略)</p> <p><u>付 則</u> この条例は、令和四年九月一日から施行する。</p>	<p>九号) 第四条に規定する認定を受けた法人(以下「公益法人」という。)であつて、<u>同法第七条第一項第二号に規定する主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの</u></p> <p>第四条から第二十二条まで(省略)</p>
---	--